

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		社会福祉法人及び児童福祉施設等に対する指導監査
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		社会福祉法 児童福祉法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
条 項		社会福祉法第56条第1項 児童福祉法第34条の17、第46条第1項 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条第1項
所 管 課		子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課 (電話：048-829-1883)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	「さいたま市社会福祉法人及び児童福祉施設等指導監査実施要綱」及び各関係法令に基づき、市長が所管する社会福祉法人のうち、子ども未来局が所管する社会福祉事業のみを行う社会福祉法人及び児童福祉施設等に対して指導監査を行う。
備 考		